

第28回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年9月18日(火)午後6時00分～午後8時00分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、
眞杉紀久代

山田委員欠席

実施機関 国保年金課長 内海学、介護保険課長 森本修二

情報公開条例改正に係る審議では、事務局が実施機関も兼ねる。

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀
本慎一、同室主査 眞銅美雪

配付資料 1 レジюме
2 改正後の情報公開条例の概要
3 答申素案(審議用事務局案)
4 検討資料(H19.9.18)
5 第26回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録
6 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴
収データ交換に係るオンライン結合について

議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 不開示事項等について

ア 不開示事項の整理

イ 文書不存在の取扱い

(2) 公益上の理由による裁量的開示について

(3) 存否応答拒否について

2 その他

審議に先立ち、事務局から介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料（以下「介護保険料等」という。）の特別徴収データ交換に係るオンライン結合についての報告があった。

【介護保険料等の特別徴収データ交換に係るオンライン結合についての報告】

〔事務局概要説明〕

事務局から、介護保険料等の特別徴収データ交換に係るオンライン結合についての概略を説明させていただき、質疑については介護保険課長及び国保年金課長が対応させていただく。

実施機関が個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機とを通信回線を用いて結合すること（いわゆる「オンライン結合」）については、生駒市個人情報保護条例第10条で、原則禁止しており、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害しないと認めるときのみ結合可能となる。

平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成20年4月から国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料についても、介護保険料と同様に年金から差し引く（特別徴収）ことが可能になる。

また、介護保険料の特別徴収に当たっては、従来、社会保険庁や地方公務員共済組合連合会などの年金保険者と保険者である生駒市との間で、直接、情報の交換を行っていたが、介護保険法等の改正により国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）を經由して行うこととなった。

本市においては、以前から介護保険適正化対策事業等を行うため、奈良県国保連合会とオンライン結合によるデータの送受信を行っており、今回

の介護保険料等の特別徴収データ交換に係る事務についても同じシステム及び回線を利用し、セキュリティも同様であることから、諮問ではなく報告事項とさせていただいた。

オンライン結合の効果は、データの持参、受領の手間が省け輸送時の危険が回避できることと、データの送信の直前までの異動を反映させることが可能になるとともに、受信時においても迅速にデータを反映できることである。

実施時期は来年4月だが、その前に伝送テストを行う。

回線の接続権限は、生駒市側だけにあり、国保連合会側からは生駒市の機器に接続できない。

接続回数は、月に2～3回で1回の接続時間は数分程度であり、伝送時以外はパソコンの立ち上げは行わない。

〔質疑〕

Q 全ての年金受給者が、介護保険料等を年金から天引きされることになるのか。

A 基本的には、全ての方が天引きされることになるが、年間の年金受給額が18万円以下の場合や、介護保険料等の金額の合計が年金受給額の1/2を超える場合は天引きされず、自宅に納付書が送られてくる。

Q 情報セキュリティ責任者は何人いるのか。

A セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ責任者を各課の長と定義している。今回の事務では、伝送専用パソコンを介護保険課に設置しているため、介護保険課長のみが情報セキュリティ責任者としてID及びパスワードを管理することになる。

審議事項

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 不開示事項等について

ア 不開示事項の整理

〔結論〕

法人等の正当な利益を害する情報（以下「法人等情報」という。）について

現行条例の規定の趣旨を基本的に維持することが適当である。

なお、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で法人から任意に提供を受けた情報（以下「任意提供情報」という。）については、規定する必要はない。

公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報（以下「公共安全情報」という。）について

現行条例の規定の趣旨を基本的に維持した上で、適用される要件をより明確にするため、「犯罪の予防又は捜査」を加えることが適当である。

意思形成に支障が生ずる情報（以下「意思形成情報」という。）について

対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」（以下「審議等情報」という。）に改め、不開示となる情報について、開示をすることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、市民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれの情報に限定するなど、開示した場合の支障を具体的に明示し、その支障が不当に生じる場合に限定することが適当である。

事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報（以下「事務事業情報」という。）について

行政機関が行う事務事業について、当該事務事業の性質に着眼して分類し、それぞれの分類ごとに開示することによって生じる支障を具体的に

に明記することが適当である。

〔審議経過〕

(1) 所管課説明

担当課である情報公開室から以下の説明を行った。

前回の審議会において、事務局としての案を答申素案のような形で示してもらった方が審議しやすいという要望があったため、追加資料として作成した。

この事務局案では、改正条例においてどのような規定にするか等まで説明している部分があるが、本来の答申では、通常、審議会としての考え方を説明するだけで、条文の案まで盛り込むことはないのでご了承いただきたい。

【法人等情報について（続き）】

法人等情報についての事務局案

(4) 法人等の正当な利益を害する情報について

ア 現行条例の規定を基本的に維持した上で、ただし書きを「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を例外的に開示する」旨の規定に改める。

（説明）

法人等の事業活動に関する情報は、社会的にも尊重されるべきであり、競争上の地位等が損なわれないように保護されなければならないので、現行の規定を維持することが適当である。ただし、例外的に開示をすべき情報を掲げた、ただし書きの規定「人の生命、身体又は健康」に関する情報と「人の財産、生活」に関する情報とを整理し、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に改めることが適当である。

イ 法で規定している「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」については、規定する必要はない。

(説明)

法で行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものを不開示事項として規定しているが、不開示にするには、条件を付けることの合理性が必要になるものの、この規定を入れることにより、不開示の範囲が広がる可能性があり、この規定を入れなくとも、他の規定で対応が可能と思われるので、任意提供情報を不開示事項に規定する必要はない。

[質疑]

Q 事務局案では、任意提供情報については規定する必要はないとしているが、その理由は。

A 情報公開法のこの規定は、行政指導により法人から取得した情報を想定していると思われる。現行条例にはこの規定がないが、今まで特に必要性を感じたことはない。逆に、この規定を入れることにより、開示の範囲を狭めるおそれがある。また、他の不開示事項で対応が可能と思われる。

Q 情報公開法の任意提供情報の規定は複雑で、実務上運用が難しいように思うが。

A 任意提供情報の判断に当たっては、まず前提条件として行政機関からの要請を受けて公にしないとの条件で法人から任意に提供されたものであるということと、その上で、公にしないとの条件が情報の性質や当時の状況等に照らして合理的であると認められることが必要である。

単に法人から公開しないで欲しいという要請があったということだけでは該当しない。また、非公開条件に合理性があったとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合は、開示する必要があるので、運用が難しい。

Q 任意提供情報の規定がなくとも、他の規定で対応が可能とあるがどの規

定で対応できるのか。

- A 1つは、同じ法人等の情報の「開示をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上地位、社会的信用その他正当な利益を害すると認められるもの」という規定と、後で説明する事務事業情報の中の「市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という規定である。

〔意見〕

今まで任意提供情報の規定なしに問題なく運用していて、また、この規定がなくても他の規定で対応が可能であるなら、あえて解釈の難しい規定を入れなくても良いのではないか。

【公共安全情報について】

公共安全情報についての事務局案

(5) 公共の安全等に関する情報について

現行条例の規定の趣旨を基本的に維持した上で、要件をより明確にするため、「人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」との規定に改める。

(説明)

本号は、人の生命、身体等の保護と平穏な市民生活を守る観点から、開示をすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報を不開示とすることができるように規定しているが、適用される要件をより明確にするため、「人の生命、身体、財産等の保護」という規定に「犯罪の予防又は捜査」を追加することが適当である。

〔説明〕

犯罪の予防又は捜査に関する情報とは、例えば警察からの捜査関係事項照

会書やその回答書などだが、従来の規定においても解釈上は、このような情報は開示すると公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報に該当すると思われるが、より明確にするために、加えることが適当であるとする。

〔質疑〕

Q 犯罪の予防のために不開示にする情報にはどのようなものが想定されるのか。

A 特定の施設の警備システムや防犯設備の内容、他には市の情報セキュリティに関する情報（システムのIDやパスワード等）が該当すると思われる。

〔意見〕

犯罪が多発している現在の社会情勢から、犯罪の予防又は捜査に関する情報を不開示とする必要性はあると思うので、より明確にするために規定に加えた方がよい。

【国等との協力、信頼関係を損なう情報について】

国等との協力、信頼関係を損なう情報についての事務局案

(6) 国等との協力、信頼関係を損なう情報について

当該条文を削除する。

（説明）

この規定は、国又は他の地方公共団体との協力、信頼関係を継続的に確保する観点から、開示をすることにより国等との協力、信頼関係が著しく損なわれる情報は、不開示とすることを定めたものであるが、実施機関によって恣意的な運用がなされるおそれがあり、この規定がなくても他の不開示事項で判断が可能であると考えられるので、当該条文を削除することが適当である。

また、従来この条文で対応していた法定受託事務に関して法令等に基づく国等の明確な指示等により不開示とされている情報については、法令秘情報

に含める。

〔説明〕

不開示事項の枠組みを審議していただいたときに、この条項を削除し、従来この条項に含まれていた法定受託事務に関する法令等に基づく明示の指示等により不開示とされている情報については、法令秘情報に含めることについては了承いただいている。

また、審議の中で、地方分権の推進の流れから本号のような規定を設けて対応する必要がないという事務局の説明に対し、委員から地方分権推進の流れという観点よりも、あいまいな表現のため、恣意的に運用されやすいためといった観点から削除するとした方が適切ではないかという指摘があったので、削除した。

【意思形成情報について】

意思形成情報についての事務局案

(7) 意思形成に支障が生ずる情報について

意思形成に著しい情報が生ずる情報の規定については、対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」として、具体的な支障が生ずるおそれ
に不開示の範囲を限定し、具体的かつ明確に規定する。

(説明)

現行条例は、市又は国等の事務事業に係る意思形成が公正かつ適正に行われることを確保する観点から、行政としての最終的な意思決定がされる前の未成熟なものであるため、開示することにより、外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、投機等により一部の者に利益を与えたり、市民の間に無用の誤解や混乱を生じさせないために、不開示とすることができることを定めたものである。しかし、市政への市民参加という観点からは、政策を決定する過程の情報も広く公開されることが望

ましい。「意思形成に支障が生ずる情報」という規定は、最終的な意思決定に至る連続した行政過程のどの部分を意味するのか明確でなく、実施機関により不開示の範囲が拡大解釈されるおそれがあることから、「意思形成に支障が生ずる情報」を「審議、検討又は協議に関する情報」に改め、公開することにより生じる支障の内容をより具体的かつ明確に規定することが適当である。

〔説明〕

「意思形成過程」の定義が、最終的な意思決定に至る連続した行政過程のどの段階なのか不明確であるということ、また、現在は意思形成過程を公開していくという流れにあることから、「意思形成に支障が生ずる情報」という規定の仕方ではなく、「審議、検討又は協議に関する情報」とし、そのような情報の中で、特に、開示することによって、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ」、「特定の者に不当に利益を与え、もしくは不当に不利益を及ぼすおそれ」及び「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」の3つのおそれを明確に規定する。

〔質疑〕

質疑は特になかった。

〔意見〕

審議等情報の中で、不開示となる場合の具体的な支障の内容について、答申の中で示すべきではないか。

事務局案の中の説明部分では、「意思形成過程に支障が生ずる情報」を「審議、検討又は協議に関する情報」に改める理由について主に述べているが、もう1つのポイントである、審議等情報の中でどのようなものを不開示にするのかについて、開示することによって生じる支障の内容を説明する必要があるのではないか。むしろ、そちらの方が重要ではないか。

【事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報について】

事務事業情報についての事務局案

(8) 事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報について

事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報の規定については、事務事業を典型的に整理し、当該事務事業に応じた支障を具体的に明記するなど、要件がより明確となるよう規定を整備する。

(説明)

現行条例では、事務事業の性質上、開示になじまないものの例示として、事務事業の種類を挙げているが、多種多様な行政情報に対応するため、包括的かつ抽象的な表現となっていることから、不開示の範囲が拡大するおそれがある。したがって、代表的な事務事業を可能な範囲で典型的に整理し、要件がより明確となるよう規定を整備することが適当である。

〔説明〕

現行条例では、開示になじまない事務事業を、包括的かつ抽象的な表現で規定しているため、法にならって5項目に類型化し、それぞれの事務とそれに応じた支障を明確に規定する。

〔質疑〕

質疑は特になかった。

〔意見〕

「事務事業を典型的に整理する」という表現には、違和感がある。事務事業を具体化して、同種の事務事業ごとに分けているといったニュアンスを出して欲しい。表現を検討して欲しい。

終了予定時間を過ぎたため、「文書不存在の取扱い」以降については、次回の審議となった。

2 その他

日程の確認について

次回の審議会は、10月19日（金）午後6時からとする。

会議録について

会議録については、「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。